

令和5年第6回浅口市教育委員会議事録

1. 招集日時 令和5年6月19日(月)

2. 場 所 浅口市中央公民館第3会議室

3. 開 会 午前9時30分

4. 閉 会 午後0時10分

5. 出席者 中野留美 高戸崇 藤澤弘幸 佐藤賢次 吉田英子

6. 説明のために出席した者の氏名

教育次長	難波勝敏	教育総務課長	瀬良昌弘
学校教育課長	池田一成	保育未来課長	笠原清美
ひとづくり推進課長	田中有正	金光分室長	中嶋利恵
寄島分室長	山本峯廣	学校給食センター所長	安原直子
教育総務課	平井恵美子	(事務局)	

7. 傍聴人 なし

8. 議 事

日程1 議事録署名委員について
浅口市教育委員会議規則第29条により佐藤委員を指名。
(了承)

日程2 会期について
本日6月19日の1日会期。
(承認)

日程3 議案第29号 準要保護の認定について
※非公開
(学校教育課長)
令和5年度新規・継続申請分について資料により説明。
(教育長)

148 件認定、判定基準の率を超えている 3 件を不認定とする。
(承認)

- 日程 4 議案第 30 号 浅口市寄島地区義務教育学校開設準備委員会設置要綱の制定について
(学校教育課長)
資料により説明。
この要綱は、寄島地区の義務教育学校の開設準備委員会の設置について定めたものである。準備委員会の所掌事項や組織等を定めている。
(教育委員)
第 8 条の庶務は教育委員会とあるが、教育委員会からは誰が参加するか。
(学校教育課長)
教育委員会から必ず参加する。学校教育課長か係の職員が参加する。
(教育委員)
金光地区や鴨方地区からの指定学校変更届の取扱等について、準備委員会で検討していくことを願います。地域の方の関心も高いと考える。
(学校教育課長)
はい。
(教育委員)
第 6 条で、会議について定めており、専門的な事項について調査・検討を行うとあるが、委員会の中にそれぞれ専門部会を置くと考えて良いか。
第 8 条で、教育委員会に庶務を置くとなっているが、主たる窓口はどこになるか。
(学校教育課長)
それぞれの事項について、部会を持ち、検討していく。
主たる窓口は学校教育課である。
(教育長)
施設のことは教育総務課が窓口となる。
(承認)

- 日程 5 議案第 31 号 浅口市認可外保育施設等利用料補助金交付要綱

の制定について

(保育未来課長)

資料により説明。

0歳から2歳児の市内の保育施設への入所の申し込みが多く、入所の調整が付かず、やむを得ず市外等の認可外保育施設等を利用しながら、認可施設の入所を待たれている状況が見受けられる。認可外保育施設等を利用する場合、通常の認可保育施設を利用する場合より利用料が高額で、保護者の経済的負担が多くなっている状況が見受けられる。認可保育施設に入所するまでの間で、認可外保育施設等を利用する場合の利用料の一部の補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図り、認可外保育施設等を利用しやすい環境を整えていくものである。定義、第2条第4項で対象施設を定めている。アは、県に届出等行っている市外の認可外保育施設等。イは、一時預かり事業。保育園等で行っている一時預かり利用の利用料。ウは、病児保育事業。エは、子育て援助活動支援事業。笠岡市のファミリーサポートセンターの利用料を想定している。オは、その他教育委員会が適当と認める施設又は事業を対象としている。第4条で、補助金の額を規定している。補助金の額は、認可外保育施設等の利用料が、認可保育施設等に入所した場合に負担すべき利用料を超えた部分の差額分としている。ただし児童1人につき1月当たり42,000円を上限とし、差額分を補助する。この事業は3年事業としており、令和8年3月31日までとする。

(教育委員)

新たに要綱を制定する理由は、入所の調整が難しい児童がいるということだが、現在何人対象児童がいるか。

(保育未来課長)

入所の保留児童が、43人。2人の方が、認可外保育施設等を利用していることを把握している。認可保育施設等を利用した場合の利用料を超えた部分の補助になるため、超えていなければ補助金の支給対象にならない。超えた場合の差額分を支援するようになる。

(教育委員)

第2希望の園に行くよりは、認可外保育施設にという方も対象か。

(保育未来課長)

希望園の調整が付かなかった方が対象である。

(教育委員)

認可保育施設で入る所がどこもないという方がいるのか。

(保育未来課長)

保育士の人材不足ということもあり、市内の全園を希望しても入れない、待機児童が4月1日現在で2人であった。

(承認)

日程 6 議案第 32 号 浅口市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について

(教育総務課長)

資料により説明。

今回の改正は施設予約システムを導入するにあたり、関係施設の使用料の納入方法や使用許可の申請期間を統一させるものである。浅口市公民館条例施行規則、浅口市ふれあい学習センター条例施行規則、浅口市ふるさと鴨方プラザ条例施行規則では、使用料を使用の前日または3日前までに納入しなければいけないから、あらかじめ納入しなければならないと改正を行う。あらかじめということで利用者は、利用日当日に使用料を支払うことが可能となる。浅口市かもがた町家公園伝承館等条例施行規則、浅口市阿藤伯海記念公園条例施行規則では、原則として使用日の6ヶ月前から3日前までの間に申請することと申請期間を明記するよう改正を行い、合わせて各施設の申請書と様式内の押印を削除するものである。

(教育委員)

使用実績により使用料が確定する附属設備とは実際には何か。

(教育次長)

エアコン等、使うかどうか分からない設備について、事後の清算が出来るようにしているものである。

(承認)

日程 7 議案第 33 号 浅口市立小・中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出事業実施要綱の一部を改正する告示について

(教育総務課長)

資料により説明。

新型コロナウイルス感染症の流行下で、児童生徒にタブレットが整備され、現在小学校の低学年を除いて、家庭でもタブレットを使用した学習や連絡が行われている。このような中で、市として情報格差を防ぐため、経済的理由等でインターネットを利用した家庭学習環境の整備が困難な児童生徒の保護者を対象にモバイルルータを貸し出すこととしている。文部科学省から全国的にこのモバイルルータの貸し出し実績が乏しいため当初の目的である家庭学習での使用の妨げとならない範囲でより有効な活用を検討するよう通知があったことを受け、今回貸し出し対象の拡大を行うものである。改正点は、第1条の趣旨で、対象が浅口市教育委員会もしくは、浅口市立小中学校が適当と認めた団体等を加えている。また第4条に第2項を加え、団体等が申請する際は事前に関係課長または学校長の承認を受けること。第6条第2項に括弧書きで団体等が使用する場合の台数を示している。様式第1号については、新たに団体等が加わったので、申請者の事項が変更になり、押印を消去し、団体の欄を追加している。また、欄外の※印の児童または生徒の保護者が申請する場合で、を追記している。様式第2号について、団体等が加わったことにより、変更前の住所氏名の欄が住所または所在地などに変更しており、貸し出し期間と貸し出し台数の欄を追加している。様式第4号について、借受者のところの表記を変更している。また押印の欄を削除している。

(教育委員)

国からの通知もあり、団体を付け加えるが、どういう団体を想定しているか。

(教育総務課長)

例えば、スポーツ少年団が夏合宿をしたりするが、夜も通信環境がないところで過ごす場合も考えられる。そういったときに、宿題、連絡等タブレットを通じてやり取りしているので、学校からの連絡事項を見る必要が生じるかもしれない。そういった場合を想定し、貸し出しを考えている。

(教育委員)

一般の会社とか、何かのグループの申請を想定しているわけではないということか。

(教育総務課長)

現在の要綱も児童生徒の学習に限るとなっており、そこは変更しないので、一般の人が借りて使うということは想定していない。

(承認)

日程 8 議案第 34 号 浅口市私立認可保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

日程 9 議案第 35 号 浅口市保育士等雇用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

(教育長)

一括審議とすることを諮る。

(承認)

(保育未来課長)

市内の私立園、保育所及びこども園に対しての補助金要綱である。令和 4 年度から新しく私立の小規模保育事業所が 2 ヶ所設置されたので、その小規模保育事業所についても補助金の対象施設として、加えるものである。

(教育委員)

小規模保育事業所が新たに設けられたことで、新たに加わるのは分かるが、改正後を見ると、今までの学校基本法に基づいた私立の幼稚園についての項目が外れているが、この扱いはどうなっているか。

(保育未来課長)

現在、市内に私立保育所及び認定こども園、小規模保育事業所の 3 施設の形態になっており、幼稚園を削除し、小規模保育事業所を加えている。

(承認)

日程 10 議案第 36 号 浅口市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示について

(保育未来課長)

資料により説明。

3 歳以上の幼稚園や保育所等の給食費について国の援助制度があるが、その援助制度を拡大し、市独自で給食費の補助を行う補助基準について実施要綱を定めている。国の副食費免除の

基準額の改定があったので、額については、国基準に合わせていたので、その改定に伴い、市の副食費の補助基準額を4,500円から4,700円に改正を行うものである。第3条第3項を新たに加えている。今年度から実施し、市独自の補助事業ということで、給食費の主食費の補助を行っており、対象施設について、市外の私学助成を受けている、幼稚園に通う子どもについても補助対象となるよう、対象者の記載を加えている。対象期間月額に900円、市独自の主食費の補助を行う記載を加えている。様式も一部改正を行っている。

(承認)

- 日程 11 議案第 37 号 浅口市立社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について
(教育総務課長)

今回の変更は、小・中学校の校長代表や文化連盟、PTA 代表者の変更に伴うものになる。委嘱期間は今年度第 1 回会議から令和 6 年 3 月 31 日までの前任者の残任期間となる。

(承認)

- 日程 12 諸般の報告について
(教育次長)

6 月市議会が開催中で予算案を上程しており、概要について説明する。

物価高騰に伴う公立の学校給食等の値上げ部分、今年度から 1 食当たり、20 円値上げしているが、令和 5 年度分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担軽減のためこれを支援する予算を計上している。先ほど保育未来課長から説明した、議案 31 号の認可外保育施設を利用しながら認可施設への入所を待つ保護者に対して、認可外施設の利用料と市の基準との差額分について補助する予算を計上している。私立保育所及びこども園に対しての保育士等の確保のために行う市独自の補助事業、そして保育士等雇用促進事業を実施しており、これに昨年度開設した小規模保育事業所も加えるための予算を計上している。寄島の三ツ山スポーツ公園にあるシェルター、昨年 9 月の台風時に破れ、改修の工事の費用を計上している。照明設備の LED 化も合わ

せて実施する予定としている。三ツ山スポーツ公園内に東屋が6棟あり、改修工事費用も計上している。小中一貫教育研究研修会事業として、必要な予算を計上している。施設一体型の義務教育学校を寄島小学校を改修して、令和7年4月開設に向けて進めていくということにしている。工事に伴う実施設計委託料、それからアスベストの含有調査を挙げている。鴨方東小学校の卒業生の個人の方から寄附金を50万円頂いている。目的としては鴨方東小学校の子どもたちのために、楽しく学べるような教材的なものの購入に充てて欲しいと聞いている。

50万円の寄付とは別に書籍、名探偵コナンの12歳まで覚えたい英単語1200の寄附を頂いている。新型コロナウイルス感染症関係学校教育活動の継続支援事業として、必要な費用を小・中学校で計上している。鴨方図書館の空調が設置から40年ぐらい経つということで、空調の改修工事の実施設計業務を計上している。

一般質問の教育委員会関係分の内容について併せて説明をする。

竹本議員より、各種検定についての質問。受験しやすい環境整備について等の質問。市では、検定受験支援は行っていないが、英検準2級以上の報奨金制度があることを回答。各種検定ということで英検、漢検、数検等があるが、公民館や関係機関が連携してより良い環境整備の体制を検討していきたいと答弁している。

インターンシップ教育、ICT活用についてという質問。現在の取り組み状況について。GIGAスクール構想で1人1台端末などが導入され、視覚的支援を中心に効果的に活用している。また個別指導を重視して柔軟に学習スタイルを変えながら大変効果的であるという認識のもと、しっかり活用していきたいと答弁している。鴨方中学校のプールについて、今後の方針はということで質問があった。今までの経緯を説明し、施設自体が昭和47年に設置しており、市内の小・中学校で一番古い施設である。現在は跡地利用について検討していること、今後も鴨方B&G海洋センタープールを活用して、安全を確保しながら対応していきたいと答弁している。

山下議員から、子供たちの熱中症対策について質問。体育

館にエアコンを設置するというのは、難しいかもしれないが、代替えの支援制度はないのか。熱中症予防については引き続き注意喚起をしていくと答弁をしている。体が慣れてない時には、そんなに高くない気温のときでも熱中症になりやすいということから、早め早めの注意喚起をしていく。施設利用者にチラシを配り注意喚起しているところである。スポーツ少年団への支援対策は考えていないが、運営のための補助を行っており、活用してもらいたいと回答。公立中学校の部活動の地域移行について、学校教育として、教員でない指導者がどうやって評価していくのか。移動費用等どうなるのかという質問。学校部活動の持続可能な実施が厳しい状況になってきている現状があることを説明。学校での評価については、一部の生徒が不利益を被らないように配慮していく必要があると回答。今後、部活動の地域移行の推進委員会を立ち上げ、費用面も含めて検討課題について協議していく予定であること。今年度から合同部活動を一部の部活動で実施していることを回答。

桑野議員より、小中学校のいじめと不登校についてのこれまでの対応や今後の方向性について質問。不登校については、国、県、浅口市で共に増加傾向にある。まずはいじめを見逃さないという強い姿勢のもとにいじめにつながりそうな言動は積極的に認知をし、解決につなげていく。認めて、ほめて、励ます、ということに重点を置いて、温かい学級づくりを目指す。教育相談の充実や教員がチームとなって子どもを育てる体制をつくることで、支援していきたいと答弁している。

大西議員より、北海道厚岸町との交流について質問。昨年厚岸町の常任委員会が行政視察で浅口市を訪れた。そういうことから縁があるということで、交流してみてもという話だった。厚岸町からもお招きいただいております、今年度学芸員が行って、アッケシソウの保全活動の講演を行う予定である。また10月に市長が厚岸町を表敬訪問し厚岸町長にお会いすることになっている。相手があることでまだ分からないが、まずは友好関係を築いていきたいと答弁している。高校生議会の開催について提案。高校からの相談があれば、高校生議会に限らず若者からの意見を聞く場というのを持つと答弁。

佐藤議員より、中学校の不登校対策について質問。文部科

学省が3月に発表した総合的な対策を支援する取り組み、市での対応はどうなっているか。増加傾向にあることを回答。不登校対策を踏む必要な対策は、先ほど言った、認めて、ほめて、励ますこと。登校支援員配置であるとか、学習支援、相談支援。空いている教室を整備して居場所づくりなども設置し対応している。

妹尾議員より、デジタル行政についてという質問。学校でのデジタル人材の育成の考え方についての質問。学校教育、社会教育において新しいことに挑戦する人材を育成していきたいということを回答。

藤井議員より映画とんび後のまちづくりについてということ、伝統的建造物群保存地区、重要統的建造物群保存地区の指定について質問。個人所有の建造物でも規制がかかるなど、慎重に考えていく必要がある。今後も観光資源として活用していきたいと回答。

(教育委員)

地域の方から鴨方中学校のプールが使えない状況ならば、水を抜いて欲しいという意見があったが、可能か。

(教育総務課長)

消防署に確認をしているが、鴨方中学校のプールは防火用水で登録がされている。水を抜く場合も届け出が必要である。

(教育委員)

実際に火事になったときにその水が使えるか使えないかの判断は消防署がするのか。

(教育総務課長)

現状で使用可能とのこと。

(教育委員)

今の状態だと、防火用水として貯めてあるということで理解した。

(教育総務課長)

7月18日、前回希望のあった寄島小学校の視察について

(学校教育課長)

義務教育学校について

(保育未来課長)

鴨方体育館ひんやりルームの無料開放について

7月1日、保育士の就職フェアについて

(教育次長)

7月1日、ジャブジャブ池の開始について

7月11日から施設予約システムの運用開始について

日程13 その他について

(教育委員)

8月の教育委員会議後に学校訪問も報告の会を持つこと。

(教育総務課長)

はい。

次回教育委員会議

定例会 令和5年7月18日(火) 14時00分から

令和5年7月18日

浅口市教育委員会

教育長 中野留美

委員 佐藤賢次

作成職員 平井恵美子